別添1

提案書作成上の注意

１．提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。なお、不要な記載例の部分は全て削除のうえ提出してください。

２．ファイルは、Ａ４サイズで印刷可能なサイズとしてください。

３．提案書の下中央にページ番号を入れてください。

４．別添8の様式により、提案書の要約版を作成し、提案書と合わせて提出してください。

　　別添8は採択時に公表する可能性があります。

（提案書記載例）

*■複数事業者による共同提案を行う場合、[表紙]を提案者毎に作成してください。*

[表　紙]

「経済安全保障重要技術育成プログラム／有事に備えた止血製剤製造技術の開発・実証」に対する提案書

研究開発プロジェクト名称：

***「○○○○○の開発」***

○○年○○月○○日

上記の件について貴機構の委託事業を受託したく、下記の代表者名で提案させて頂きます。

会社名　　***○○○○○株式会社（法人番号）***

代表者名　***（企業の場合は代表取締役社長）　○　○　　○　○***

所在地　　***○○県○○市・・・・・　　（郵便番号○○○－○○○○）***

連絡先　　***所　属　○○○部　△△△課***

***役職名　○○○○○部長***

***氏　名　○○　○○***

***所在地　○○県○○市・・・・・・（郵便番号○○○－○○○○）***

***※　連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載***

***TEL　 △△△△－△△－△△△△（代表）　内線　△△△△***

***※　日中連絡がつく連絡先を記載***

***E-mail　\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*\*\*\*\****

|  |  |
| --- | --- |
| e-Radにおける研究機関コード（10桁） |  |

[本文]

研究開発プロジェクト名「○○○○○○○○○○○○○○○」

２０○○年○月○日

*■複数事業者で提案する場合は併記してください。*

法人名：○○○株式会社

□□□株式会社

研究開発項目「現地連続製造技術の開発」

1. 研究開発の内容及び目標

1-1. 研究開発の内容

　「○○○○○の研究開発（△△△△△の研究開発）」　（○○株式会社）

　　　　　　　　　　　［研　究　開　発　の　内　容］

　研究開発プロジェクトの基本計画に沿って、提案する研究開発内容を極力具体的に記載してください。研究開発構想において研究開発テーマが設定されているプロジェクトの場合は、必要に応じて（　）内に研究開発の範囲を示す副題を記入してください（任意）。

「１－２．研究開発の目標」を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく説明してください。

提案者が、そのプロジェクトの技術分野において、技術的な優位性を有することを具体的な根拠をもって提案書に明記してください。

再委託先又は共同実施先の実施内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

　また、当該委託業務の全部又は一部について、技術研究組合等が代表して応募する場合、参画する各企業等及び組合等のそれぞれの役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、以下の例のように、研究内容の後に分担企業等を付記していただくのも一つの方法です。

　①「○○○○○の研究開発（△△△△△の研究開発）」　（○○株式会社）

［研　究　開　発　の　内　容］

　②「×××××の研究開発（□□□□□の研究開発）」　（□□株式会社）

［研　究　開　発　の　内　容］

1-2. 研究開発の目標

○○年度の中間目標（性能、定量的な検討件数等）及び〇〇年度の最終目標（性能、定量的な検討件数等）を具体的に記入してください。研究開発項目の中に研究開発テーマが設定されているプロジェクトの場合は、テーマごとに記載してください。（「△△△△が可能なこと。」、「○○○○式であること。」、「△△△△については○○以上であること。」、「○○個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

*「〇〇年度」には研究開発構想2.（3）に記載の研究開発項目ごとに設定されている中間評価および事後評価の年度を記載ください。なお、中間評価の時期については、研究開発構想で設定している年度と異なる時期を記載しても構いませんが、提案書の内容との関係性を踏まえながら記載ください。*

*中間評価等の具体的な時期については、採択後、提案内容や契約締結時期、事業進捗等を踏まえ、プログラム・ディレクター等と協議の上で決定するものとします。*

上記の中間目標（性能、定量的な特性等）及び最終目標（性能、定量的な特性等）については、その設定理由も簡潔に説明してください。

1-3. 研究開発成果の実用化・事業化の見込み

　研究開発成果が産業へ及ぼす波及効果、研究開発成果を実用化・事業化する計画＊、実用化・事業化時期、提案者の実用化・事業化能力及び戦略等につき、概要を記載してください。なお、詳細は「研究開発成果の事業化計画書」（別添3）に記載してください。（研究開発終了後には、ＮＥＤＯが実施する追跡調査・評価に御協力いただきます。）

＊ここでいう「実用化・事業化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用（顧客への提供等）が開始されること、又は当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動（売り上げ等）に貢献することを意味し、業務委託契約約款第27条及び共同研究契約約款第29条の「事業化計画」も含むものとします。

1. 公募の際の提案書に、その時点での事業化計画を記載していただきます。
2. 本提案が採択された際に、提案時に記載した内容から変更があった場合には、ＮＥＤＯの本プロジェクト担当部に変更内容を提出していただきます。
3. どのような変更を行う場合にＮＥＤＯに説明する必要があるか、別途ＮＥＤＯと協議していただく場合があります。

なお、複数の事業者による共同提案の場合には、事業者ごとにそれぞれ別添3を記載願います。また、共同で提案する他の事業者〈取りまとめ企業等〉に記載内容を公開したくない場合には、「企業等名」のみ記載いただいた資料をアップロードいただき（非公開とする内容は記載しなくてよい）、ＮＥＤＯ担当者からの提案書受理メールの受領後、当該メール送付者に非公開とする情報も記載した別添3の送付をお願いいたします。なお、送付の際は、件名を「【申請受付番号】\_別添3の送付」としてください。

また、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどの様な計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。大学等の研究機関は、当該プロジェクトの研究開発成果を実用化・事業化へと繋げるために企業との連携方針や成果移管に関する具体的な戦略を記載してください。

1-4. 我が国の経済再生への貢献

本プロジェクトの実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生にいかに貢献するかについて、バックデータ＊も含め、具体的に説明してください。

＊：上記の基礎となる主要なバックデータ（背景、数値等）

2. 実施体制

　本研究開発を受託した時の実施体制について、次のような図にまとめてください。再委託先及び、共同提案の場合、他の共同提案先を含めて役割が分かるよう記入ください。

2-1. 管理者（共同提案の場合、機関ごとに記載。再委託先・共同実施先分も含む。）

　　研究開発責任者　　：　所属　○○○○○部○○課 氏名　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　電話　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線）

　　経理責任者　　　　：　所属　○○○○○部○○課 氏名　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　電話　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線）

事務担当窓口　　　：　所属　○○○○○部○○課 氏名　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　電話　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線）2-2. 実施体制図

（例　示）

「○○○○○の研究開発」実施体制

ＰＤ

・所属　国立大学法人神戸大学大学院

科学技術イノベーション研究科

・役職名　特命教授

・氏名　内田　和久

ＮＥＤＯ

指示・協議

委託

○○株式会社（中小企業）

・研究実施場所：

○○センター（●県●市）

・研究項目：

○○技術実証

○○研究所

・研究実施場所：

○○センター（●県●市）

・研究項目：○○評価技術

○○技術研究組合

・研究実施場所：

○○センター（●県●市）

・研究項目：

○○技術の開発、企業６社（企業名記入）

Ａ大学

・研究実施場所：

○研究室（●県●市）

・研究項目：

○○評価技術

再委託

○○大学（●県●市）

△△技術

○○大学（●県●市）

＊＊技術

（注）機関ごとに、研究実施場所、実施項目を記載すること。

提案者が企業の場合は、以下の表に必要事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は以下の（参考）の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができ、設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。

　【体制一覧】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名称 | 従業員数  （人） | 資本金  （億円） | 課税所得年平均額15億円以下※１ | 大･中堅・中小・ベンチャー企業の種別 | 会計監査人名 |
| 株式会社A |  |  | ***従業員数、資本金は応募時点を***  ***基準としてください。*** |  |  |
| 有限会社B |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※１直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額。該当する場合「○」を記載

（参考）会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

（参考）企業種別の定義

＊中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注１）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（注）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（＊＊）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（＊＊）の所有に属している企業

・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている企業。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第２条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種  ※１ | 資本金基準 | 従業員基準 |
| ※２ | ※３ |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
|
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※１　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※２ 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※３ 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

２．特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（注）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の3％以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

＊＊大企業の定義

上記の（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

2-3. 研究開発実施場所

***提案された研究開発を実施する場所とその選定した理由を記載してください。***

***（記載例）***

***集中研究所：○○○○○研究所***

***選定理由　：□□□□□***

***分担研究所：△△△△△株式会社***

***△△△△△株式会社***

***選定理由　：□□□□□***

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

***提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発若しくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置づけ等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関（共同実施先及び再委託先を含む。）を対象に説明してください。***

3-2. 当該提案に使用する予定の保有設備・装置等

***本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備とその用途を記載してください。***

***（例　示）***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保有設備名称 | 内　　　　容  （使用目的・仕様等を記入してください） |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

***何の研究開発項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要であるか以下のような一覧表にまとめてください。研究開発期間は最大で2029年度まで可能ですが、必要な期間で計画してください。***

***共同提案の場合、各社ごとに提案された研究開発分担項目及び必要経費を分けて記入してください。***

***なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（　）内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。***

受託者

***（例　示）***

単位：百万円

（　）内は人数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究項目 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 | 合計 |
| ***1. ○○○○の研究開発***  ***1-1. ○○○○の調査***  ***1-2. ○○○○の開発***  ***2. △△△△の研究開発***  ***2-1. ××××の研究***  ***2-2. ××××の研究*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***    ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）***  ***＊＊＊***  ***（＊）*** |
| 合　　計 | ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）*** | ***＊＊＊***  ***（＊）*** |

***（注）***

***１．消費税は、研究項目ごとに内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く国外企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも研究項目ごとに含めて計上してください。その場合、日本円で計上し、使用した為替レートを欄外に明記すること。***

***２．研究開発期間の総事業費は、提案者が研究開発プロジェクトを遂行するために必要な研究開発費を計上してください。***

4-2. 予算の概算

***研究開発に必要な経費の概算額を、経済安全保障重要技術育成プログラム業務委託費積算基準（経済安全保障重要技術育成プログラムに係る特別約款　参照）に定める経費項目に従って、記載してください。***

(1) 総括表

***研究開発に必要な経費の概算額を総括してください。総括表の作成に当たっては、別添2のシート「4-2.(1)総括表」を活用し、作成した総括表は本文中に挿入してください。その際、ページの向きは縦横問いません。***

(2) 委託先／研究分担先／分室総括表

***研究開発に必要な経費の概算額を法人毎に総括表を作成してください。***

***ア．企業等の場合***

***研究開発に必要な経費の概算額を、経済安全保障重要技術育成プログラム業務委託費積算基準（経済安全保障重要技術育成プログラムに係る特別約款　参照）に定める経費項目に基づいて記載してください。総括表の作成に当たっては、別添2のシート「(2)委託先総括表(ア.企業等)」を活用し、作成した総括表を本文中に挿入してください。その際、ページの向きは縦横問いません。***

***イ．国立研究開発法人等の場合***

***国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人）の場合は、国立研究開発法人等の積算基準（***[***https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html***](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)***参照）に従って総括表を作成してください。総括表の作成に当たっては、別添2のシート「(2)委託先総括表(イ.国立研究開発法人等)」を活用し、作成した総括表を本文中に挿入してください。その際、ページの向きは縦横問いません。***

***ウ．大学等\*2の場合　\*2：国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人***

***大学等（国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校）の場合は、大学用の積算基準（***[***https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html***](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)***参照）に従って総括表を作成してください。総括表の作成に当たっては、別添2のシート「(2)委託先総括表(ウ.大学等)」を活用し、作成した総括表を本文中に挿入してください。その際、ページの向きは縦横問いません。***

***エ．消費税の免税事業者等の場合***

***消費税の免税事業者等の場合は、その項目の内容に応じて課税される額を記載してください。***

***研究開発に必要な経費の概算額を、委託費積算基準（***[***https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html***](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)***参照）に定める経費項目に基づいて記載してください。総括表の作成に当たっては、別添2のシート「(2)委託先総括表(エ.消費税の免税事業者等)」を活用し、作成した総括表を本文中に挿入してください。その際、ページの向きは縦横問いません。***

(3) 再委託先／共同実施先総括表

***再委託・共同実施先の種別（企業等・国立研究開発法人等・大学等・免税事業者等）に応じて、別添2 (3)の各シートを準用し、作成してください。***

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施している又は応募している若しくは応募しようとしている公的資金による類似の研究開発

***現に実施している又は応募している若しくは応募しようとしている公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発テーマ及び内容を説明してください。（再委託先等も含みます）***

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

***本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。再委託先の研究についても必要です。***

連名提案の場合は、

『「○○　○○（代表者氏名）」、「○○　○○（代表者氏名）」及び「○○　○○（代表者氏名）」は、』

として、連名提案者全ての代表者及び研究開発責任者からの合意を得てください。

6. 契約等に関する合意

***「○○　○○（代表者氏名(注)）」は、本研究開発プロジェクト「○○○○○の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。***

***また、本提案の研究代表者（代表提案者の研究開発責任者）及び研究分担者（共同提案者の研究開発責任者）は、応募要件である外為法上の日本の居住者あることを誓約します。***

***（注）：会社、法人としての代表者の氏名を記載ください。***

***契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。***

**7. 利益相反の管理及び法令・倫理指針等の遵守について**

研究の公正性、信頼性を確保するため、研究開発提案時点での利益相反の管理状況及び法令・倫理指針等の遵守状況について、下記の様式に従って記載ください。

**7-1. 利益相反（COI）の管理を適切に行っているか**

□　いる　　　・　　□　いない　（該当する方を「■」にしてください。）

（COIについての特記事項）

**7-2. 遵守すべき関係法令・指針等**

**研究開発計画の策定にあたり、以下の法令・指針等を遵守しています。**

（研究開発計画の内容に照らし、遵守すべき法令・指針等の「□」を「■」にしてください。）

**□ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律**

**□ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**

**□ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律**

**□ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律**

**□ 臨床研究法**

**□ 臨床研究法施行規則**

**□ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令**

**□ 特定胚の取扱いに関する指針**

**□ ヒトES細胞の樹立に関する指針**

**□ ヒトES細胞の使用に関する指針**

**□ ヒトES細胞の分配機関に関する指針**

**□ ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針**

**□ ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針**

**□ ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針**

**□ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について**

**□ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針**

**□ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針**

**□ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針**

**□ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針**

**☐　その他の指針等**

**（指針等の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**